

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、県の
自粛要請にご協力いただいた事業者の皆様へ

滋賀県
からの
お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金について

休業や営業時間短縮の要請を受け、全面的に協力いただいた事業者の皆様方を支援します。

申請受付開始日：**5月7日(木)**を予定

1. 制度の概要

県の緊急事態措置により、事業者の皆様には施設の使用制限や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業等に全面的にご協力いただいた県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、支援金を支給いたします。

2. 支援金の対象者と対象額

原則として4月 25 日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等（4月 25 日より前から休業等をされていた方を含みます。）

中小企業 :一律 20 万円
個人事業主:一律 10 万円

※このほか、独自に上乗せを予定している
市町があります（詳細は後日掲載します）

3. 申請手続きや申請書類等

申請受付方法は、**県ホームページ（電子申請）**または**郵送のみ**を予定しています。

申請書類は、支援金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人（本社）確認書類のほか、**自粛要請日（4月23日）以前から営業活動を行っていることがわかる書類（※1）**や**休業等の状況がわかる書類（※2）**が必要です。

※1 直近の**確定申告書**や**営業許可書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許等）**の写し

※2 **休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の写真や写し**
休業する事業所等の名称や状況（休業期間、営業時間変更）がわかるよう工夫をお願いします。

これらの詳細は、県議会での議決をいただいた後、県 HP に募集要領等を掲載いたします。

臨時支援金サイト： 「滋賀県 臨時支援金」で検索！

緊急事態措置コールセンター： 077-528-1344

滋賀県 臨時支援金

検索